

ニユーピオーネとトマトスクール (栽培講習会)を開催

市が生産を振興している「ニユーピオーネ」と「トマト」の栽培講習会を開催します。

定年帰農者等を対象に、現地指導を交えて、栽培から出荷までの過程を習得します。ぜひご参加ください。

◆対象 市内に在住し、意欲を持って農業経営に取り組む人
(家庭菜園、果樹園を除く)



ニユーピオーネスクール

◆申込期限 4月18日(火)
◆受講料 無料

▼定員 30人
▼講習場所 市内ほ場(未定)
▼研修期間・内容

＜第1回＞5月上旬
開校式、芽かき、花穂の制限の
実地講習

＜第2回＞5月中旬
誘引の実地講習

＜第3回＞5月下旬
摘心、花穂の整形の実地講習

＜第4回＞6月上旬
ジベレリン処理の実地講習

＜第5回＞6月下旬
摘房、摘粒、ジベレリン処理、
袋かけの実地講習

＜第6回＞9月中旬
収穫の実地講習、施肥、土づく
りの講習

＜第7回＞2月上旬
剪定の実地講習、閉校式

トマトスクール

▼定員 20人
▼講習場所 市内ほ場(未定)
▼研修期間・内容

＜第1回＞5月上旬
開校式と基礎講習

＜第2回＞5月下旬
定植の実地講習、栽培施設の説明

＜第3回＞7月
摘果、収穫、摘心、葉かき、誘
引の実地講習

＜第4回＞9月
優良農家、選果場視察

＜第5回＞11月
閉校式、栽培開始相談会

■申し込み・問い合わせ 農林
課農政係 (TEL) 0223

中山間地域等 直接支払制度

について

平成12年度からスタートしたこの制度は、中山間地域で農業生産を営む農業者に対し、平地との生産費格差の一部を国・県・市町村が共同で支援し、「適切な農地管理」「集落の共同活動」などに活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えるための制度です。要件を満たす農用地を対象として、取り組む内容について事前に農家同士で協定を結び、5年間で継続して活動を行う場合に、交付金が交付されます。市内では、現在144集落と3個別農家が協定を締結しています。

交付金は、平成17～21年度の5年間に限られており、平成18年度からは、4年間の交付となります。

平成18年度からこの制度の取り組みを希望される集落、農家の皆さんは4月7日(金)までに申し出てください。

■問い合わせ 農林課農政係 (TEL) 0223、各地域局産業振興課

消費トラブルワンポイント講座

その5

催眠(SF)商法

〈対処法〉

○「無料の品物だけもらって帰ろう」は甘い考え！

無料の品物だけもらって帰ろうと会場に向いても、いったん会場に入ると出口がふさがれ簡単には帰らせてもらえません。また業者はプロ集団ですから、知らず知らずのうちに会場の雰囲気に乗せられてしまいます。

判断力が鈍っています。冷静になる時間をもち、本当にその商品が必要か、値段は適当かよく考えましょう。

○8日以内ならクーリング・オフできます！

万が一契約した場合でも契約書面の交付された日から8日以内ならクーリング・オフ制度（「広報たかはし11月号」参照）により解約できます。

ただし解約できない商品もあるので安易な考えで契約することは避けましょう。

■問い合わせ 市民課地域振興係（☎0254）、各地域局住民福祉課

Q 「日用品・食料品無料配布します」と誘われ近所の空き地に出向いたところ、

醤油や鍋などいろいろな物を無料でもらえ、その雰囲気飲まれて最後に布団を契約してしまいました。冷静になると、とても高額に思えます。解約できるでしょうか？

A この事例のように品物を無料で配布するなどとい

って近所の人を集め、初めは無料で次々に品物を配り、催眠術にかかったように熱狂的な雰囲気盛り上げてから高額な商品を買わせる商法を催眠商法といいます。

催眠商法で相談の多い商品は、布団、磁気マットレス、電気治療器具などです。いずれも高額であり、都市部よりも、その周辺地域で多く行われています。

○その場で契約せず相談！

会場で商品の購入を勧められても「帰って家族と相談する」など、その場で契約することとは避けましょう。会場では

犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう



飼い犬には年1回、狂犬病の予防注射が義務付けられています。18年度も4月4日(火)から順次、市内各所で行います。

3月中旬から町内回覧で、注射日程をお知らせしていますので、最寄りの会場で必ず受けてください。

◇生後91日以上の犬は、登録と狂犬病予防注射を受けましょう。

◇犬の放し飼いは、法律で禁止されています。散歩中や夜間も放してはいけません。

◇犬の散歩に出かけるときは、フンの処理袋などを持参し、フンは必ず持ち帰りましょう。

■問い合わせ

環境衛生課衛生係（☎0259）